

公益社団法人 京都市児童館学童連盟 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人京都市児童館学童連盟と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、児童の健全育成を図るため、児童館・学童クラブの活動を支援するとともに、児童福祉関係の事業を推進し、もって児童福祉の向上に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 児童の社会性向上及び自立促進を図るための事業
- (2) 児童虐待の予防・防止及び子育て不安の解消を図るための事業
- (3) 児童の安全確保を図るための事業
- (4) 児童健全育成に寄与するイベント等の実施及び広報・普及啓発事業
- (5) 児童館・学童クラブ等職員の資質の向上及び育成
- (6) 障害のある児童のための介助者の派遣、巡回指導の実施
- (7) 地域の子育て支援や福祉サービスの利用を援助する事業
- (8) 児童館・学童クラブ相互の連絡調整並びに関係機関及び関係団体との連携協力
- (9) 学童クラブ事業の公平・円滑な運営を図るための事業
- (10) 児童館・学童保育所に従事する職員を紹介するための職業紹介事業
- (11) 児童館の管理及び運営
- (12) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、京都市において行うものとする。

第2章 会員

(構成員)

第5条 この法人は、この法人の目的及び事業に賛同して、第6条の規定に基づき会員となった個人又は団体をもって構成する。

2 前項の会員をもってこの法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会でその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し又は会員である団体が解散したときは、会員資格を喪失し退会したものと

みなされる。

- 3 当該会員を除く総会員が同意したときは、第9条の規定にかかわらず、会員資格を喪失し退会したものとみなされる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までにその旨を通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) 会費を1年以上納入しないとき
- (3) この法人の名誉を毀損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

(拠出金品の不返還)

第10条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 総会

(構成)

第11条 総会は、全ての会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権能)

第12条 総会は、次の事項について決議するほか、この定款に別に規定するもの及びこの法人の運営に関する重要な事項を決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 解散及び残余財産の処分の承認
- (7) その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年5月に1回開催するほか、臨時総会を毎年3月（予算総会）及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長たる代表理事が招集する。

- 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求できる。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開会の日の2週間前までに文書をもって会員に通知しなければならない。
- 4 会長は、第2項の規定による請求があったときは、6週間以内に総会を開催しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、その総会において、出席会員のうちから選任する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名又は1団体につき1個とする。

(定足数及び決議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 定款の変更

(2) 会員の除名

(3) 監事の解任

(4) 合併

(5) 解散

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(書面表決)

第18条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、第17条の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議長及び出席した理事のうちから議長が指名した2名以上の理事は、前項の議事録に署名（又は記名押印）する。

第4章 役員

(設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事20名以上25名以内

(2) 監事 3名

2 理事のうちから1名を会長、2名を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長及び副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

3 会長及び副会長並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務)

第22条 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その職務

を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、理事会で定めた順序によってその職務を代行する。
- 3 常務理事は、会長を補佐し、この法人の常務を分担処理し、会長ならびに副会長の全員に事故があるときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の決議に基づきこの法人の業務を執行する。

(監事の職務)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査するとともに、法人の財産及び会計の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、職務の執行又は財産及び会計の状況に付き不正の事実を発見したときはこれを理事会に報告しなければならない。
- 4 監事は、前号の報告をするため必要があるときは理事会の招集を請求することができる。

(任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期が満了する時までとする。
- 4 役員は、第20条第1項に定めた定数を欠くこととなる場合は、辞任した場合又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第25条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第26条 役員は無報酬とする。

- 2 役員が必要費を立て替えた場合には、その費用を、弁償することができる。
- 3 第2項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(相談役)

第27条 この法人には、相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、会長・副会長の経験者の中から委嘱する。
- 3 相談役は、会長の諮問に応じ総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 相談役の選任及び解任は理事会の決議による。
- 5 相談役は無報酬とする。

第5章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長並びに常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は事故あるときは、副会長または常務理事が招集する。
- 3 前2項で定めた招集権者の全員が欠けたとき又は事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
- 4 理事会の招集の通知は、2週間前までに発しなければならない。但し、理事及び監事の全員の同意があるときは、その通知を省略することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は事故あるときは、理事会で定めた順序に従い、副会長がこれに当たる。

(定足数ならびに決議)

第32条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その出席理事の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条（書面決議）の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した代表理事及び監事が、署名（又は記名押印）しなければならない。ただし、代表理事の全員が出席していない場合は、出席した理事全員及び監事が署名（又は記名押印）しなければならない。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第37条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第7章 事務局

(設置等)

第38条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、健全育成・子育て支援統括監（以下「統括監」という）及び事務局長並びに所要の職員を置く。

3 統括監及び事務局長は理事会の承認を得て、会長が任命する。

4 その他事務局組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別途定めるものとする。

(備付け帳簿及び書類)

第39条 事務局には常に次に掲げる帳簿及び書類を備付けなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (5) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (6) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (7) 許可、認可及び登記に関する書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

2 前項第1号から第5号に掲げる書類については原則としてこれを一般の閲覧に供するものとする。ただし、第3号のうち、履歴書に関しては一般の閲覧に供しないものとする。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が公益認定の取消し処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(解散)

第42条 この法人は総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が、清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は、次の者とする。

会長である代表理事 山手重信

副会長である代表理事 塩谷和美

副会長である代表理事 上殿幸男

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

1 平成29年5月31日付総会決議に基づく定款の変更につき、第4条第1項の変更については行政庁の認定の日から施行するものとする。（認定日 平成30年3月6日）

附 則（令和4年3月30日）

この改正は、総会の決議の日から施行し、改正後の第19条及び第33条の規定は、令和3年4月1日以降に開催された総会及び理事会に係る議事録について適用する。

附 則（令和5年3月28日）

この改正は、総会の決議の日から施行する。

附 則（令和6年3月29日）
この改正は、総会の決議の日から施行する。